

令和8年2月10日  
下田地区消防組合

下田地区消防組合職員の懲戒処分について

処分対象者及び処分内容	30代 消防司令補 停職6月
事案の概要	令和7年11月21日(金)18時から下田市内において飲酒し、翌3時頃酒気帯び状態で自家用車を運転したところを道路交通法違反で検挙され、2月4日付けで下田簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。
処分事由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため。
消防長のコメント	住民の安全・安心を守るべき立場である消防職員の重大な道路交通法違反により、住民の皆様の信頼を大きく損なう結果となりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。今後は法令遵守の徹底と再発防止策に全力で取り組み、信頼回復に努めてまいります。

本件についての問合せ先  
下田消防本部 総務課  
電話 0558-22-1829